暮らしを支えるい

より、快適な暮らしを営むことができます。全な生活が保障され、道路建設、上下水道、防災環境の整備といった公共事業に例えば、警察や消防、社会保障、福祉、教育などのサービスにより、健康的で安 税金には、国税・県税・市税などがあり、多くの公共サービスを支えています。11月11日(月)から17日(日)は、「税を考える週間」です。

【問合先】=本庁税務課 ■(23)5111 市の重要な財源である市税などについて紹介します。

市民税



出される方などを除きます)。 みで、会社などから給与支払報告書が提 付けられています(ただし、給与所得の する方に課税されます。 れる方や、 法律により所得などの申告が義務 国民健康保険に加入している 市民税が課税さ

税を計算します。 報告書に基づき、市民税や国民健康保険 市では、提出された申告書や給与支払

書の交付も受けられなくなります。 住宅ローンの融資などに必要な所得証明 受けられないことがあります。また、児 童扶養手当の認定や保育所の保育料算定、 所得控除や国民健康保険税の軽減措置が 申告書などの提出がない場合、 各種の

も、毎年必ず、 必要な方は、 これらの手続きのため、所得証明書の 市民税が課税されない方で 所得の申告をする必要が

> *障害がある方は障害者控除が受けられ り文書で通知)で控除が受けられます 象者認定書(該当される方は担当課よ 帳を受けていない方は、 証明できる書類を提示してください。 介護認定を受けている方で、 ます。障害者手帳など、障害の程度を 障害者控除対 障害者手

寄附金税額控除

寄附先の領収書などを添付して申告する ます。これらの団体へ寄附された方は、 定NPO法人なども適用対象となって ことにより、2千円を超える部分につい 財団法人、学校法人、社会福祉法人、認 道府県または市区町村に加え、県内に主 たる事務所を有する公益社団法人・公益 従来の共同募金会、日本赤十字社、都 一定限度まで税額控除が受けられま

均等割の税率引き上げ

民税500円と県民税500円)引き上 年度分の均等割の税率が、年額で千円(市 平成26年度から平成35年度までは、 各

応じ、資産の所在する市町村に納める税

額となります。

額(上限100%)がその年度の課税標準

額に本来の課税標準額の5%を加算した

却資産を所有する方が、

毎年1月1日現在で、

土地・家屋・ その資産価値に

償

%に満たない場合は、

前年度の課税標準 負担水準が1

0

平成26年度からは、

になりました。

どの緊急防災・減災事業を推進するため 災の教訓を踏まえた公共施設の耐震化な 00円となります。これは、東日本大震 げられ、現行の年額4500円から55

各種届け出のお願い

国民健康保険税

国民健康保険(国保)事業は、みんなで

災害で建物や土地に被害を受けたとき

わったとき

増築や一部滅失など建物の床面積が変

れかの医療保険に加入しなければなりま 保事業の大事な運用資金となっています 費に備える相互扶助制度です。同税は、国 国保税を負担し、病気やけがなどの治療 私たちは、社会保険などや国保のいず

が死亡したとき

所有者や納税代表者または納税管理人

土地の利用状況を変更したとき

住宅用地の据置特例が廃止されます

未登記建物の名義を変更するとき

市外の所有者が転居したとき

準額が低い土地について、毎年度、課税

本来の課税標準額よりも実際の課税標

内に本庁市民課または各支所市民生活課 加入し、国保を脱退するときは、14日以 に加入するとき、または社会保険などに へ届け出てください。 また、

> ています。ある程度近づいたところで、 税標準額に近づける負担調整措置を行っ 標準額を緩やかに上昇させて、本来の課

この調整措置を停止する据置特例が設け

遅れると、同税をまとめて納めなければ ならなくなります。 や、転入日から課税されます。 社会保険などの資格がなくなった日 国保税は、 届け出の日からでな 届け出が

宅用地の負担調整措置が見直され、

据置

しかし、平成24年度税制改正により住

られています。

特例が平成25年度までで廃止されること

固定資産税



申告をしてください。

次のようなときは、

必ず届け出または

建物を新築したときまたは取り壊した

あなたの共済制度

保険の加入・脱退は早めに手続きを

社会保険などの資格がなくなり、



償却資産申告のお知らせ

市税を滞納すると

大切な納税

事業用の償却資産(遊休・未稼動を含

毎年1回申告する義務

場など)については現行通り変更はあり

なお、商業地など(店舗、工場、

駐車

099(261)40

滞納した場合には、本来納める税金のほ 催告書や電話などで納税の催告をします。 促状を送付し、さらに納付がない場合は、 かなければなりません。 か、督促手数料・延滞金を納めていただ 納期限までに納付がない場合には、 督

送付しますが、届かない場合はお問い合

申告に必要な書類は、12月末日までに

わせください。

なお、

申告期限は平成26年

があります。 む)については、

納期限までに納付した方との公平を保つ 金など)を差し押さえ、これらを公売す 得ず、財産(不動産・預貯金・給与・年 るなどの滞納処分を実施します。これは、 市税を滞納したままでいると、やむを

納期限内納付を

動車などが対象です。

名義変更・廃車の手続きはお早めに

使用者に課税されます。原動機付自転車・

毎年4月1日現在の所有者もしくは、

軽自動車税

小型特殊自動車・小型二輪・その他軽自

とっても、 活用するためにも、納期限内での納付を お願いします。 て不利益となることはもちろん、本市に します。納付された貴重な税収を有効に 市税を滞納することは、納税者にとっ 滞納整理などに経費を必要と

納税は口座振替(口座引き落とし)で はコンビニでも納付することができます。 税・軽自動車税・国民健康保険税について なお、市県民税(普通徴収)・固定資産

廃車などの手続先

ので、ご注意ください。

手続きされるまで、

毎年課税されます

になります。

できなくなったり、市外へ転出したとき

名義変更または廃車の手続きが必要

軽自動車などを他人に譲ったり、

使用

たは各支所市民生活課

小型特殊自動車=本庁税務課税制Gま 125℃以下の原動機付自転車および

125℃を超える二輪車および軽自動

車=県軽自動車協会

- ・安全(現金の取り扱いがなく安全) (忙しい方に特に便利)
 - ・安心(納期を忘れても安心)

預金通帳・通帳の届け出印をお持ちくだ ていますので、手続きの際は、納付書・ 口座振替は金融機関の窓口で受け付け

*市税の口座振替については、 通帳でご確認ください 毎回必ず

納税のご相談はお気軽に

りたい場合は、お気軽にご相談ください なった場合や、 課では、各市税の納付相談を受けています 本庁2階収納課または各支所市民生活 事情により納期限内の納付が困難に 分割納付などについて知

窓口での サービスなど



証明書の発行

を取得できます。この場合の手数料は、 年度およびその前年度の所得課税証明書 200円)。 ので、事前にご確認ください)で最新の ンビニ(利用の出来ない店舗もあります 150円になります(窓口交付の場合は 住基カードをお持ちの方は、全国のコ

サービスコーナーで、 しています。 本庁・支所以外でも、 次の証明書を発行 中央公民館市民

*印鑑(スタンプ印は不可。 必要です。 以下同じ)が

代理の方が申請するときは、代理人(窓 鑑または委任状が必要です。 口に来る方)の印鑑と申請者本人の印

21 • 2431)

生活課税務Gまたは地域振興G

手数料 所得証明書 課税証明書(市県民税) 200円 所得課税証明書 (住基カード利用に 納税証明書 よる所得課税証明書 土地証明書 の取得は150円) 営業証明書 軽自動車税 納税証明書(車検用) 無料 国民健康保険税 納付証明書(申告用)

昼休み窓口業務

および収納業務を行っています 12時から13時の間も、 窓口業務の一部

振興グループで対応します。 支所市民生活課税務グループまたは地域 なお、 収納業務は本庁2階収納課、各

ましたら、 そのほか、ご質問・ご意見などがあり 左記までお問い合わせくださ

【問合先】=本庁四(23)51

▼市民税・国民健康保険税=税務課市 民税G (内線2231)

▼固定資産税=税務課土地G(内線22

▼軽自動車税=税務課税制G(内線22 41)·家屋G(内線2251)

▼各支所管内における税=各支所市民 ▼税の収納関係=本庁収納課(内線2)

3 2013.11.10 広報さつませんだい